

2023年7月25日

国立研究開発法人 土木研究所
理事長 藤田 光一 殿

独立行政法人土木研究所労働組合
中央執行委員長 東 拓生



国立研究開発法人寒地土木研究所労働組合
執行委員長 吉田 行



2023年土木研究所関係労働組合統一要求書

私たち土木研究所に働く職員で構成する土木研究所労働組合（以下「土研労組」）と寒地土木研究所労働組合（以下「寒研労」）は、2023年土木研究所関係労働組合統一要求書を提出します。

貴職におかれては、早期に団体交渉を開催し、誠意ある回答を行うとともに、労働基準法第1条に基づき、下記要求事項の実現にむけて最大限努力するよう強く要求します。

言記

1. 雇用の確保について

いかなる状況となっても、土木研究所（以下「土研」）に働く労働者の雇用を確保すること。

2. 組織及び事務・事業の整理・統合について

「行政改革」の名のもとに政府が行う、数減らしありきの研究機関統廃合には反対するとともに、現場の意見を無視した統廃合はさせないよう関係機関に強く働きかけること。

3. 賃金・労働条件について

- ① 土研に働く労働者の賃金については、研究所として相応しい水準に改善すること。
- ② 諸手当や休暇、昇任・昇格など処遇、研究に関わる諸制度を含む労働条件全般についても、賃金と同様に改善すること。

4. 研究・業務執行体制について

- ① 土研の円滑な運営が可能となる研究・業務並びに運営に関する予算及び人件費を十分、確保すること。
- ② 人件費抑制による人員削減をやめ、計画的かつ大幅な増員を行うこと。とくに、若手研究者の積極的な採用と育成に努めること。
- ③ 職員本人の希望と生活との調和を最大限尊重し、一方的な配置転換は行わないこと。

5. 職員の健康管理・安全管理について

- ① 日常普段から、職員の心身の健康管理に努め、検診やカウンセリング等の充実をはかるとともに、過重労働の解消や各種ハラスメント対策等を積極的に進め、全職員が安心して職務に集中できる環境を整えること。
- ② 今後とも、新型コロナウイルス感染症を含む感染拡大などの際は、感染防止対策や安全確保に万全を期すとともに、職員の労働条件や人事評価が不利となるような措置は行わないこと。

6. 平和について

- ① 将来にわたって戦争や軍事に加担するような研究・業務を職員に強要しないこと。
- ② 「安全保障技術研究推進制度」について
防衛施設庁が実施する「安全保障技術研究推進制度」に反対するとともに、職員に対して当該制度への応募を強要しないこと。

以上